

平成22年度 第7回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成23年3月8日（火） 15時00分～16時00分
2. 場 所：総務省 10階 共用会議室2
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて
 - (2) 政治資金監査に関する研修の実施計画について
 - (3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施について
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（概要）
- 資料2 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ
- 資料3 政治資金監査に関する研修の実施計画について
- 資料4 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施について
- 資料5 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ
- 資料B 平成23年度 政治資金適正化委員会審議事項（案）

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成22年度第7回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ざいます。

議事に入る前に、平成22年度第5回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第5回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成22年度第6回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて」の説明を事務局にお願いします。

参事官、お願いします。

【村手参事官】 それでは、議題1の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて」御説明を申し上げます。

資料1と2、そして資料Aを用意させていただいております。資料1が概要版、資料2が前回のもの、取りまとめとしての案を修正させていただいて今回案として提示させていただいている資料、そして、資料Aが前回との相違点を見え消しで示した資料でございます。

まず、資料Aから前回との相違点部分について御説明を申し上げたいと思っております。

まず、表題でございますけれども、「とりまとめ」とひらがなでしてございましたが、文書の方から指摘を受けまして、漢字で「取りまとめ」というような形であることが適当だというふうに御指摘を受けましたので、そう直しました。

それから、めくっていただいて、「はじめに」ということで、マニュアルのときも趣旨を書いていたんですけれども、取りまとめを行った趣旨というものをここに書き記してはどうかという御提案をさせていただきます。「はじめに」の内容でございますが、平成19年に様々な事務所費等の問題が出て、報道、批判が行われて、168回国会において、国会議員が関係する政治団体の範囲を明確にした上で、これに該当する政治団体に対し収支報告書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることを義務付けること等を内容とする政治資金規正法の改正法案が可決成立し、20年4月1日、政治資金適正化委員会が設置されたということを1段目にっております。

2 段目で、発足以来、改正法の目的であります政治資金に関する収支報告書の適正の確保と透明性の向上に対する国民の期待に適確に応えるため、監査人の登録や研修、それから政治資金監査マニュアルや少額領収書等の写しの開示請求が権利濫用等に当たると認められる場合の具体的な指針の策定など、政治資金規正法に定められた所掌事務について関係士業団体等の御協力を得ながら精力的に取り組んできたとしてございます。

そして、「この結果」といたしまして、政治資金監査制度は、21年の収支報告から無事にそのスタートを切ることができたところであり、また、その収支報告書の要旨が昨年11月末までに公表された後、その収支報告に係る政治資金監査報告書の閲覧等や少額領収書等の写しの開示に係る手続も開始されるに至ったところである。

しかしながら、改正法の導入されたこの制度はまだその実施の緒についたばかりであり、世界にも類を見ない制度と言われ、登録政治資金監査人にとっても政治団体にとっても全く新しい取組でありますこの政治資金監査制度等の円滑な運営と定着を図り国民の期待に応えていくためには、検討すべき課題も残されている。

また、改正法の附則では、特例制度の実施後3年を目途として、施行状況等を勘案し、特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされており、今後の国会における検討にも注目が集まるとしてございます。

そして、政治活動、国民の不断の監視と批判の下に置く政治資金の収支の公開制度は、規正法の大きな柱となる制度であり、これまで監査制度の導入をはじめ逐次改善が図られてきたところであるが、今後も改善・充実のための不断の努力が求められており、委員会といたしましても、収支の報告及び公開に関し重要と考えられる事項について検討を行ってきたところ、こうした状況の中、適正化委員会は発足後3年を迎えることになる。この節目にこれまでの取組や検討の状況、更に今後検討すべき事項や検討の方向性等について総括的に取りまとめを行い、国民に明らかにするとともに、政治資金適正化委員会における今後の検討に資することとした。

今後、この取りまとめを踏まえて更なる検討が進められ、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主主義の健全な発達に寄与するという規正法の目的を実現するための取組を更に推進されるよう望むものであるとさせていただいたところでございます。

次に、目次のところでございますが、眺めていただくと、前回の第1章のところは「研修状況」となっておりまして、ちょっと書きぶりが違ってございますので、「状況」という

文字を取ったこと、それから、登録研修だけについて述べておったんですが、幅広く助言・指導が委員会の業務になってございますので、それを含めた記述とさせていただくということで「研修等」とさせていただきます。

それから、4の(5)でございますけれども、会計帳簿への相手方住所の記載というところで、「支出を受けた者」とか、「相手方」とか、「発行者」とか様々相手方の呼称を書き分けておったんですが、「支出を受けた者」というふうに合わせていると思っております、その関係上、相手方という表現を直していくという作業の中の一環といたしまして、「会計帳簿への住所の記載」とさせていただきますということでございます。

それから、1ページ目でございます。表題は先ほど御説明したとおりの変更点でございます。それから、(1)の登録の修正点は、1段目は「。」の位置を変えたものでございまして、3段目は、「各士業団体」というのを「関係士業団体」に直しました。また、数字について、前回の資料では12月末現在時点の数字を出しておりましたが、これを今年の2月時点の数字に改めております。

それから、(2)の研修の実施につきましても、1段目は、「。」の位置の変更、3段目は、「延べ54回」としてございましたのを、「延べ」を削ったという修正でございます。

2ページ目は、「その結果」のところは、2月末現在に数字を直したこと、(3)のところでございますが、前回はフォローアップ説明会の開催ということで項を立てさせていただいたのを、「監査人に対する指導・助言等」という項目を立てさせていただきました。規正法において指導・助言を行うこととされているというフレーズを第1段目として設けまして、次に、当委員会では登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや周知の必要があるものについては、マニュアルを補完する当委員会の見解を示したり、Q&Aとして公表し、周知を図るなど、監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行っているということとさせていただいて、「また、」ということで、前回の記述につながらせていただいたらという御提案でございます。

その2段ほど下のところでございますが、「延べ10回」を、「延べ」を外したのと、「および」を漢字に直したところでございます。

それから、3ページ目でございますが、これについては、2段目は時点の修正でございます。「地域の偏在」というのを「地域的な偏在」ということで直しておりますが、表現が2カ所出てきまして、「地域偏在」と、「地域的な偏在」というような形になっております。

たので、そろえたということでございます。

それから、その2つほど下の段については、字句の修正でございます。

それから、(2) のところについては、先ほどと同様、「フォローアップ説明会による政治資金監査の適正性の確保の促進」という項を「指導・助言等による政治資金監査の適正の確保の促進」とさせていただきます。

したがって、前の記述では、フォローアップ説明会を実施する必要性を縷々述べた後、これらのことからフォローアップ説明会を継続的に実施することが適当だと、こういう記述とさせていただいたところでございますが、もうちょっと広くとったということで、指導・助言の必要性といったことで、現在の状況を何個か示した形で書き改めております。そして、これらのことからいたしまして、「当委員会としては、政治資金監査の適正をより確かなものとしていくため」といたしまして、「以下の取組等を推進することにより、登録政治資金監査人等に対する指導・助言の機能の充実・向上に努めていくことが適当である。」とさせていただきます。

そして、4つの項目を挙げております。1番目の・でございますが、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に一層的確に対応できるよう態勢を整備するという、2つ目の・で、必要に応じ、マニュアルの改定、マニュアルを補完する当委員会の見解の表明、またQ&Aの充実、チェックリストの充実等を行うとさせていただきます。また、3つ目の・で、関係士業団体の協力も得ながら、監査人等に周知すべき事項について、より効果的な周知方法の検討を行うこと。また、4つ目の・で、22年度から実施しているフォローアップ説明会を継続的に実施するというような4項目を出して、そして、「特に」ということでフォローアップ説明会に係る前回の記述につなげたところでございます。

5ページ目でございますが、これは、数字の時点修正を行ったものでございます。

6ページ目のマニュアルの記述の章でございますが、1段目の変更点は、「。」の位置の変更、2段目は政治資金監査人に「登録」が抜けておりましたので、「登録」を入れ、そして、「各士業団体」というものを、「関係士業団体」に統一的な記述に改める、そして、下の方は「とりまとめ」を漢字にということでございます。

7ページ目でございますが、「位置づけた」のところを、「付け」という漢字に直したのと、それから、「法」といいますのを、「政治資金規正法」に直したというもの。

それから、8ページにわたりまして、これも「位置づける」というのを「位置付ける」に漢字に直したところでございます。

9 ページ目につきましては、「は」と「が」の入れかえ、そして、「領収書について」は「等」が抜けていたのでつけ加えたこと。

10 ページ目にわたりまして、「政治資金監査の実施に資する」といった、言葉の補足、そして、「政治資金監査の運用状況」を「政治資金監査制度の運用状況」というふうに改めたこと。それから「適正と透明性の向上」としていたのを、「適正の確保と透明性の向上」というように語句を整理したというようなどころでございます。

11 ページ目の少額領収書の写しの開示請求に係る権利濫用等の指針についての章でございますが、1 段目は「かかる」を漢字に直したのと、「。」の位置を変更したものでございます。そのほかは変わっておりません。

13 ページ目でございます。第4章の政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項として、前回では、この後、各項目をいきなり並べた形にしてございましたが、ここの項の頭書きと申しますか、趣旨をまず説明する記述を設けたらどうかということで修正文を出させていただいております。

政治団体の政治活動を国民の不断の監視と批判の下に置く政治資金の収支の公開制度は、規正法の大きな柱となる制度であり、これまで政治資金監査制度の導入をはじめ逐次改善が図られてきたところであるが、今後も改善・充実のための不断の努力が求められており、当委員会としても、政治資金の収支の報告及び公開に関し重要と考えられる事項については、検討を行ってきた。

このうち、当委員会としての結論が得られた事項については、「収支報告書の記載方法に係る基本的な方針」等として当委員会の見解を示したほか、「政治資金監査に関するQ&A」として公表したところでございます。

今後とも、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発展に寄与するという規正法の目的の実現に資するため、政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項について、以下に取りまとめたこれまでの検討状況を踏まえ、当委員会において、更なる検討を重ねることが適当であるというような趣旨をまず書かせていただきました。

そして、領収書等の必要記載事項の項でございますが、検討すべき事項について2項目ございましたので、わかりやすくするため番号をつけたということと、それから、氏名や住所について、今まで団体における場合のことを考えて逐一「等」を付けるなどして書いておったんですけれども、ここで一括定義を設けさせていただいて、氏名、住所という形で後を書き連ねるということとさせていただいたということでございます。

14ページのところは、領収書を「発行する」とか「作成する」とかというのは表現を統一させていただいたこと、そして、一番下のところでございますが、「法律上の取扱いとして、」ということで、文意を明確にさせていただきました。

15ページにわたります。まず1番目のところですけども、「検討を進める」というのを「行っていく」に直してございますが、各所で「検討を進める」とか、「検討をする」とか、「検討を行っていく」というような表現がばらばらございましたので、「検討を行っていく」に統一をさせていただいております。あと、この（I）の項の一番最後のところでございますが、（5）会計帳簿への住所の記載参照という、括弧書きを入れさせていただいて、（5）の記述と関係するんだよというところを示させていただいてわかりやすくしております。

2番目のところでございますが、「3事項」というのを「必要記載事項」と直しているのと、それから、2段目の項は「領収書等のみではなく」という言葉を補ったこと、さらに「したがって」の後でございますが、この（II）の文脈には直接は関係ないんですけども、これに関して発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項の整合性の確認といったものについての見解、政治資金監査上の取扱いの見解を委員会を出していただいておりますので、それを成果としてまずここに記述をさせていただいたらということで、この4行ほどを入れさせていただきました。

それから、「所管庁」という表現を「総務省又は都道府県選挙管理委員会」という表現に直させていただいております。

16ページの一番上もそうでございます。16ページの3段目については、「進める」を「行っていく」、4段目も同じでございます。

17ページでございますけれども、17ページは「また」「また」と来ておりました接続詞の整理と、それから「事務担当者等」を「会計責任者等」に直してございます。

あと19ページ、20ページのプリペイドカードのところでございますが、20ページの「見解を出した」というのを「示した」に直してありまして、そして、「（参考資料1参照）」という形にさせていただきました。

34ページをちょっと開いていただけますでしょうか。参考資料として、今まで政治資金適正化委員会で様々な見解を成果物として出していただいで、それを踏まえて現実が変わっていったものがございますので、それを一覧として後ろに示して公表しようという形を考えました。そして、記述の中で、これを引いていこうということで、先ほどの「参考

資料1参照」というふうに書かせていただきました。

20ページにお戻りいただけますでしょうか。20ページの最後の段でございますが、「今後」の位置をほかの記述に合わせて移動をさせております。

21ページの(4)クレジットカード等による支出の記載方法ということでございますが、22ページのところ、先ほどの20ページのところとほとんど同じ修正ということでございます。「見解を出した」の「出し」というのを「示し」に直し、参考資料を引く。また、所管庁を直す。また、クレジットカードについての見解ということで、「参考資料3を参照」ということをつけ加えたということ。あと、「今後」の位置の変更というところでございます。

23ページでございます。まず、表題「相手方」というのを削っております。それから、現在の取扱いについては、「支出の相手方となった者」というのを、先ほど申しましたように「支出を受けた者」というふうに改めております。それから、「義務づけ」というのを漢字に直したということ、検討すべき事項を「住所等」の「等」を取っております。

それから、2項目あるということで、番号をつけたということでございます。あと、「すべて」の位置をちょっと変えて明確化をしているというのが2番目のところでございます。

それから、検討の方向性のところでございますけれども、「政治資金監査マニュアルにおいて、」ということが消してございますが、これについては会計帳簿の備考欄に、事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合には住所不明である旨又は一部を省略した住所、また、支出を受けた団体の住所が主たる事務所の所在地かどうかの確認が困難な場合はいずれかの住所の記載で足りるということでございますけれども、これについて、前回の9月に改定いただいたマニュアルに盛り込んだので、ここに政治資金監査マニュアルにおいて定めたと書いておったんですが、より詳しく、まず委員会でこういうことだよという見解を出していただいて、それを踏まえて今年の改定を行ったという記述にした方がわかりやすいし、よりPRもできるということで、そう直させていただきます。

24ページでございますが、「会計責任者」に「等」をつけたということと、「住所等」から「等」を外したということと、「行っていく」という表現に統一したというところでございます。

それから、(II)のところの「会計帳簿への住所等の記載の省略について」の項でございますが、この「省略」という文言について、このワードが、何か義務があってそれを省い

ていくような感じを抱かせるという懸念もございまして、省略という文字を使わない形にしたかどうかということで記述を直したものでございます。表題について「住所の記載について」とさせていただいて、その中で(i)の一番最後のところでございますが、「住所等の記載の省略を認める方向で検討をしていくことが適当である。」としたところを、「住所の記載義務のあり方を見直す方向で検討を行っていくことが適当である。」というように直させていただきました。

あとは今まで御説明したところの語句の整理でございます。それから、参考1のところの表については正確な記述に改めておりますし、また、表題について省略というところを消した表題にしております。

それから、26ページ、参考2のところでございますが、その他の団体ということとはわかりにくいということで、「政治団体（資金管理団体及び国会議員関係政治団体を除く。）」という形で書かせていただきました。

それから、28ページでございます。収支報告書の訂正に係る事項でございます。ここで、先ほど申しましたように見解を後ろに一覧として示して文中で引くという形に直させていただいた関係で、「別添の見解」というものを、「参考資料7参照」とさせていただきました。あとは「見解を出し」というのを「示し」に直したこと、また、「検討を行っていく」という表現に統一したことが変更点でございます。

それから、29ページの収支報告書に記載すべき支出の区分の項でございます。1段目、2段目の変更点は、「。」の位置でございます。3つ目の変更点は、ここにおいて前は委員会の見解を引いていなかったのがございますけれども、支出項目の区分の分類について委員会の見解を出していただいておりますので、後ろに添付の上、参考資料4ということで見解を示したところがございます。4番目の変更点は、「進める」を「行っていく」に直したものでございます。

30ページの変更点は、現在の取り扱いの変更点は、「。」の位置の変更、それから、一番下の記述ですけれども、「問題となる実例がどの程度出てくるかも見極めながら、」とありましたものを「問題となる実例の状況も見極めながら、」とさせていただきました。そして、「検討を進める」を「行っていく」に直してございます。

それから、31ページ、32ページの項でございますが、現在の取扱いについては、「。」の位置の変更、それから、検討すべき事項については、「問い合わせが多く寄せられている」という、対象を明確化したということ。それから、検討の方向性では、「領収書等との整合

性の確認」ということが、何との整合性の確認かということをも明確化したというところがございます。一番最後の32ページのところは「行っていく」という表現への統一でございます。

33ページについては、「義務づけ」のづけを漢字に直ただけでございます。

あと、34ページ以下に参考資料として委員会による見解一覧ということで出させていただきました。参考資料1につきましては、36ページでございますけれども、交通事業者が運営する電子マネーについては、チャージした時点での記述でいいということ、また、後払い式電子マネー等による支払いのうち、ETCカードによる支払いについては、カード会社に支出した時点のみの記載でいいというような見解でございます。

37ページが参考資料2ということでございますが、住所の記述が困難な場合の見解ということで監査上の取扱いについて見解を出していただいたものでございます。

39ページにつきましては、参考資料3でございますけれども、クレジットカードを利用した場合、利用時の1回の記述でいいではないかという見解でございます。

40ページの参考資料4でございますが、支出項目の区分の分類について見解を出していただいたものでございます。

42ページは、政治団体から疑義が寄せられたものについてのQ&Aを記述しております。

44ページは、現在、省令等にご覧いただけます支出項目の分類基準を示してございます。

45ページでございますが、参考資料5といたしまして、領収書等の3事項を記載した領収書がない場合の取扱いで、発行者情報を含む記載事項で整合性確認を行ってもいいということで、見解を示していただいたものでございます。このうち2番目の項目については、昨年9月のマニュアルの改定において取扱いを変更してございますので、その点を下に米印をつけて注意書きをさせていただいております。

それから、46ページから48ページまで参考資料6として監査報告書の記載について昨年の12月の委員会で議論いただいて、マニュアルで不十分な記載方法の明確化を図ろうということで見解を出していただいたもの、また、49、50ページで、参考資料7といたしまして、政治資金監査を受けた収支報告書を訂正する場合に、政治資金監査をどうするんだという議論でございますが、それに対して見解を出していただいたもの、そして、51ページでございますが、参考資料8といたしまして、12月に出示していただいた政治

資金監査報告書自体を訂正したいというときにどうするかという扱いについての見解を付けてございます。

以上のような変更点でございまして、それを溶け込ませたのが資料2ということでございます。

そして、資料1について概要として取りまとめさせていただきましたので、これについて御説明をさせていただきます。

まず、趣旨といたしまして、先ほど「はじめに」で言及したところを少しかいつまんで書いてございます。精力的に委員会で取り組んでいただいた結果、制度は無事にスタートいたしました。しかしながら、検討すべき課題も残っているということで、収支の公開制度について当委員会としても重要と考える事項について検討を行ってきたということを最初書いておまして、四角のところでございますが、「発足後3年を迎える節目に、これまでの取組や検討の状況、今後の検討事項や検討の方向性について、総括的に取りまとめを行い、国民に明らかにするとともに、今後の委員会の検討に資することとした。」とさせていただきます。

1番の登録及び研修等の章でございますが、これについては、登録、法定研修、指導・助言等の項目ごとにいつから始めたか、また、現在の状況といったことを示した上、今後の方向性といたしまして、1つ目の・でございますが、「登録政治資金監査人の安定的な確保等のため、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、新規登録及び研修の着実な実施に努めていくことが適当。」とさせていただきます。そして、2つ目の・でございますが、「登録政治資金監査人等に対する指導・助言の機能の充実・向上に努めていくことが適当。」とさせていただきます。

2番目の政治資金監査に関する具体的な指針についてでございますが、「政治資金監査の質の確保とその業務の一般化・標準化を図るものとして、その基本的性格を踏まえ、すべての支出の全数調査を領収書等の現物を確認する方法で実施するなどの政治資金監査の手順や方法、報告書の記載方法等について精力的に検討」していただいて、20年の10月に策定をしたということ。また、「政治資金監査の実施状況や登録政治資金監査人の意見等を踏まえ」て、22年9月、昨年9月に改定をしたということ。これをこれまでの取組として出し、そして今後の方向性として「今後も、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等からの意見等を基に、必要な見直しを行っていくことが適当。」とさせていただきます。

3番といたしまして、「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針」の章でございますが、これまでの取組といたしまして、「他法令での事例や情報公開制度の運用状況などを参考に議論を進め、具体的には開示請求の目的が、行政機関や政治団体の業務を混乱、停滞させること、開示情報を使用して犯罪行為を行うこと又は開示文書を改ざんして使用することであると明らかに認められる場合とする指針を、」平成22年3月、昨年3月に策定したということを書かせていただいて、そして、今後の方向性といたしまして、「今後、制度の運用状況を踏まえ、開示請求の目的が指針に定めたもの以外の場合について、必要に応じて検討を行っていくことが適当。」とさせていただきます。

4番目の項目ですけれども、「政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項」ということでございます。柱書きを新たに加えたところでございますが、その記述をここに書いております。そして、10項目を並べておまして、別紙にこれまでの検討状況ということで、検討すべき事項、そして検討の方向性を示す記述をさせていただきます。

これについては、全く資料のところを要約した形の記述とし、結論部分なりを簡潔に記した形とさせていただきますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。これまでの集大成にかわるものですから、熱心に御議論いただいたものを丁寧に盛り込んでいると思っておりますけれども、せっかくの機会ですから牧之内委員、何か、御感想でも結構ですけれども。

【牧之内委員】 委員長おっしゃるとおり、大変本当に丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございました。

【上田委員長】 ほかの委員の方、いかがですか。谷口委員。

【谷口委員】 いや、異議ありません。

【上田委員長】 では、本議題につきまして了承いただいたということでよろしゅうございますか。細かいところでもし訂正がありましたら、委員長に一任させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、第2の議題の「政治資金監査に関する研修の実施計画について」の説明を事務局に申し上げます。参事官、申し上げます。

【村手参事官】 それでは、資料3により説明をさせていただきます。23年度の上半期の法定研修の実施計画でございます。研修日、研修地、会場ということで、前回の委員会資料で方針を示させていただいたフォローアップ説明会でございますが、フォローアップ説明会の日取りの午前中に一緒に法定研修をやろうというようなことで企画をさせていただきました。研修日はこの資料3の表に掲げたとおり6月から9月まで6回を予定いたしてございまして、研修地は、札幌、金沢、東京、大阪、広島、福岡という形を計画させていただきました。

2番目の項でございますが、日程の追加については、登録・研修の受講状況に応じて、委員長が日程追加を委員会に諮る暇がないときは委員長でもって決させていただいて、次回の委員会で報告するという事とした上で、実施できるようにさせていただければということでございます。

3番でございますが、「なお、」ということで、希望する研修日・研修地を示して、5人以上の研修を修了していない登録政治資金監査人が研修の実施を要望される場合で、その実施に委員会の実務上支障がないと認められる場合には、当該要望に基づき、2の手續によって研修を上記の日程に追加して実施することができるとさせていただければというように思っております。

次のページで、登録政治資金監査人に対してPRするための資料を参考につけさせていただいておりますが、その1段目に趣旨が書いてございます。特に地方に在住されている方で、地方での研修日程が自分の都合とマッチしないですとか、個別研修を受けたいけれども、東京に行く機会がないんだとか、そうした方がいらっしゃるということでございまして、あるいは、研修の機会があるのであれば登録したいとお考えの方もいらっしゃるということでございまして、委員会としては、希望する研修日・研修地を示して、5人以上の研修を修了していない登録政治資金監査人が研修の実施を要望する場合には、その実施に支障がないと認められる場合には、その要望に応じて研修を実施することとしましたとさせていただきます。

注のところでございますが、要望は、研修希望日のおおむね2カ月前までにということ、それから、研修希望日はできるだけ複数案をとということ、3番目といたしまして、研修希望地は「〇〇市」など地域の提示のみでよいということ、4番目といたしまして、税理士会さんにおいて、5人以上の研修を修了していない登録政治資金監査人の要望の調整・取りまとめを行っていただけるという御意向を示していただいておりますので、調整・取り

まとめを希望する登録政治資金監査人の方は各税理士会にお問い合わせくださいとさせていただきます。それから、5番目でございますが、当委員会において研修日、研修地、会場を決定・周知して、研修を修了していないすべての登録政治資金監査人を対象として申込の受付を開始するというにさせていただきますと、こういうことでございます。

2ページ目、3ページ目にイメージ図を用意してございまして、2ページ目に当事者間で調整をされる場合がございますが、一番右上のところ研修未修了者の方、5名以上の方が調整をしていただいて総務省政治資金適正化委員会の方に御要望が来れば、業務上支障がなければ研修日の追加を決定いたしまして、それを未受講者に対して周知をして申込を受け付ける。そして、講師を派遣して研修会を地方で実施すると、こういうような流れを考えております。

イメージ図2でございます。3ページ目でございますが、これは税理士の方については、5人以上の税理士の方が税理士会に調整をしていただいて、そして、日税連さんを通じて要望される場合、その日程取りをして、また同じように未登録者に対して周知をいたしまして、研修を実施するという形をイメージ図でも示しております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

よろしゅうございますね。

次に、第3の議題の「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施について」の説明を事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【村手参事官】 資料4で御説明をさせていただきます。前回の委員会で、委員限り資料として、フォローアップ説明会の継続的な実施をするということで、その案というものをお示しさせていただいて、それを基に計画をつくってみたものでございます。

目的といたしましては、昨年と同じく、国会議員関係政治団体に係る政治資金監査のより円滑な実施と一層の定着化を図るため、法定研修を修了した監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を実施することとさせていただいて、対象者といたしましては、研修を修了した登録政治資金監査人ということ、そして、内容といたしましては、政治資金監査報告書21年分が出てまいりましたその記載内容に関する調査結果と、それから、それらで明らかになりました政治資金監査を行う

に当たっての留意点等について取りまとめて説明会を実施しよう。そして、3番のところですが、質疑等についても受けていこうという形とさせていただいております。

4番の実施日程でございますが、先ほどの研修でお示しいたしました日程の午後やるという形にいたしてございます。下半期につきましても、今年度、非常に前半に希望が集中いたしまして、後で追加したということがございますので、下半期の日程取りもさせていただいて、分散を図る趣旨で10月、11月、12月の日程もお示しをさせていただいております。

その他ということで、参加費は無料ということに引き続きさせていただくということでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件もよろしゅうございますね。では、御了承いただいたということで終わりたいと思います。

次に、第4の議題の「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」、説明を事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【村手参事官】 それでは、資料5に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1番でございますが、登録政治資金監査人の登録状況ということで、2月28日付、2月末の登録分までの総登録者数を示してございます。全国の計で3,869名ということでございます。弁護士、公認会計士、税理士さんのそれぞれの内訳は合計欄に記載のとおりということでございます。

2ページ目でございます。政治資金監査に関する研修の実施状況ということでございまして、これも2月28日現在の状況を示しております。22年度の合計で研修修了者321名、21年度、20年度を合計いたしますと、3,753名の方に研修を行ってきたという状況でございます。

3ページ目でございますが、これは、フォローアップ説明会の実施状況ということでございます。これについては前回報告をさせていただいたものと変わっておりません。

以上でございます。

【上田委員長】 この件について御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしゅうございますか。

次に、「その他」の議題について説明を事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【村手参事官】 それでは、委員限り資料の資料Bというペーパー、最後に一枚紙があると思いますが、これで、平成23年度、来年度の政治資金適正化委員会の審議事項案を示させていただきます。1番目に、政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施ということで、先ほど実施計画を示させていただきましたが、政治資金監査の一層の適正を確保するため、21年分収支報告に係る政治資金監査の実例を踏まえた具体的な研修内容を検討の上、22年度に引き続き、法定研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を実施するとさせていただきます。

審議スケジュール（案）といたしましては、今日ここで、先ほどのペーパーで実施計画上半期を決定いただいたということですが、4月から6月にわたりまして23年度の説明会の説明内容の検討を行っていただきたいと思っております。そして、6月から9月までそこで検討していただいたテキストを利用してフォローアップ説明会を上半期実施させていただく。そして、8月には下半期の実施計画も決定いただいて10月から12月実施してまいりたいと考えています。

それから、2番目といたしまして、政治資金監査チェックリストの充実ということでございます。前回、谷口委員から御指摘いただきましたが、21年分収支報告に係る政治資金監査報告書の問題事例等を踏まえて、より精度の高い適正な政治資金監査報告書の作成につなげるため、政治資金監査報告書のチェックリスト等を作成するという取り組みことといたしました。

審議スケジュール（案）では、来年の監査にできるだけ間に合わせたいということで、9月ごろを目途にチェックリストを公表するような形を目指していきたい。そして、1月までに周知を行って、1月からの来年の監査が円滑に行えるようにしていきたいと考えております。

3番目の、登録政治資金監査人への指導・助言機能の充実・向上というところでございますが、登録政治資金監査人から寄せられる質疑や収支報告書の記載方法に係る質疑などに一層的確に対応できる態勢を整備していこうと。そして、それらの質疑等に基づきまして、必要に応じマニュアルの改定ですとか、見解の表明、また、収支報告書の記載方法に係る基本的な方針といったものの表明、また、政治資金監査に関するQ&Aの充実ですとか、チェックリストの充実等を行っていただくということとして、また、関係士業団体の協力も得ながら周知すべき事項についてより効果的な周知方法を検討していきたいという

ようにさせていただいております。

審議スケジュール（案）といたしましては、一応、先ほど申しましたように24年1月から新たなクールが始まりますので、それまでに一定のものを間に合わせるように審議をお願いしたらどうかということで、23年12月、23年度収支報告書の政治資金監査の本格的な開始に間に合わせることを一定の区切りとして考慮しつつ、逐次実施とさせていただいております。

裏面にわたりまして、2ページ目でございます。4番の項目、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項の検討ということでございます。今回取りまとめを行っていただいたわけですが、その取りまとめを受けまして、政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項等について引き続き検討を進めてまいります。そして、必要に応じ、公表又は建議するという形にいたします。

5番目のその他でございますが、そのほか、政治資金監査に関する研修の下半期の実施計画などについても、適宜、審議を行っていただくと、こういうような形にさせていただけたらどうだろうかということで、御提案をさせていただきます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしゅうございますか。もし、修正がある場合には委員長に一任させていただきたいと思っております。

本日の議題は以上でございますが、事務局から何かありますでしょうか。参事官。

【村手参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後に総務省8階の会見室におきまして、委員長によるブリーフィングを予定いたしております。本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日の夕方頃に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 事務局長。

【江村事務局長】 僭越ではございますけれども、私から一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

この政治資金適正化委員会でございますけれども、発足以来3年ということで、第1期の委員の皆様方の任期、節目を迎えるわけでございます。この間、委員の皆様方には、こ

の委員会の円滑な運営はもとよりでございますけれども、世界にも類を見ないと言われております政治資金監査制度のスタートに向けまして、多大なる御尽力、また、御指導を賜ったところでございます。まずもって御礼を申し上げたいと思います。

簡単に委員会の足跡をたどってみたいと思いますけれども、委員会が発足いたしました平成20年度には、委員会の運営のあり方自体から御議論いただきました。委員会の組織としての基礎、礎を築いていただいたところでございます。また、同年9月には、いよいよ登録政治資金監査人の登録も開始ということで具体的な制度もスタートしたわけでございますけれども、10月には、この政治資金監査の根本を定めます政治資金監査マニュアル、半年という短い期間に多大なる御指導をいただきまして、まとめということで策定ができたところでございます。さらに12月には法定研修を開始ということで、政治資金規正法の改正に伴いますこの政治資金監査に向けた諸条件の整備を精力的に行っていたところでございます。

特に、この政治資金監査マニュアルにつきましては、この法律の改正の趣旨を実効あるものとする観点からすべての支出について全数調査を行う、それも主たる事務所で現物を確認するというような方法をお示しいただきまして、この政治資金規正法の改正に基づきます政治資金監査の趣旨を生かす形でお示しいただいたところでございます。

続く21年度でございますけれども、少額領収書の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針についての検討をいただきました。基本的には情報公開法等を参考にしたところでございますけれども、具体的には、開示請求時に確認をする開示請求の目的が業務の混乱や停滞あるいは犯罪行為を行うこと、又は改ざんをして使用することにあると明らかに認められる場合というようなことを定めていただいたところでございます。

また、本年度に入りましてからは、通常のリポートについで具体的に、本格的なスタートを切った政治資金監査の実施状況等を踏まえ、また、登録政治資金監査人の方々の御意見等も踏まえまして、政治資金監査マニュアルの改善について御検討いただきました。その成果といたしまして、昨年9月になりますけれども、政治資金監査の確認に活用できます書類の拡充等を図ることなどを内容といたしますマニュアルの改定を行っていただいたところでございます。

また、政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき事項ということにつきましては、これまでの任期の間に随時熱心に御審議、御検討を賜ったところでございます。そのうち、

結論が得られたものについては既に委員会の見解としてお示しをいただき、実務に反映をさせてきたところでございます。

こうした委員の皆様方の精力的な御活動のおかげをもちまして、改正法により導入されました政治資金監査制度、ここまで円滑にスタートをさせていただくことができました。まことにありがとうございます。

この委員会、第1期の委員の皆様方の任期の節目を迎えるわけでございますけれども、事務局といたしましては、今まで賜りました貴重な御意見、また今回公表いただきます取りまとめを踏まえまして、引き続きこの政治資金監査制度等の円滑な運営と定着を図りまして、国民の期待に応えるべく、微力ではございますけれども、努力してまいりたいと考えております。

委員の皆様方にはぜひとも、今後とも御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【上田委員長】 最後になりますが、私から一言御挨拶申し上げます。

政治資金適正化委員会は、平成19年の政治資金規正法の改正によりまして、平成20年4月に発足し、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えるべく様々な議論を重ねてまいりました。この3年間は政治資金適正化委員会の第1期でありましたので、委員会の運営自体から決めていく全くゼロからのスタートであり、しかも他に類を見ない制度を法定された施行期日までに間に合わせるように構築していかなければならないという大きな使命を負っていたわけでございます。

政治資金監査マニュアルにつきましても、何を書くのかから始め、手探りの状態で検討を始めたところですが、委員の皆様方の専門的な御見識を基にした熱心な御議論のおかげでわずか半年という短期間でつくり上げることができ、政治資金監査の開始に間に合わせることができました。また、これにより登録政治資金監査人の責任範囲も明確になりましたので、安心して政治資金監査を行う環境が整い、関係士業団体の皆様方の大きな御支援もいただいで、登録政治資金監査人の登録者数、研修者数も順調に伸び、当面の必要数を十分確保できるに至っているところであります。

こうした委員各位、関係者の御尽力のおかげで世界に類を見ない政治資金監査等の制度を無事にスタートさせることができ、先般初めての政治資金監査を受けた収支報告書の要旨が公表されたところであります。

これまでに至る委員の皆様の御尽力に心から感謝申し上げます。第1期の委員の任期は、3月で満了を迎えることとなりますが、全くゼロから制度をつくり上げてきた現委員の皆様方の御経験、御知見は大変貴重でありますし、生みの親としての責任もあると思います。政治資金監査制度はまだその実施の緒についたばかりであり、その円滑な運営と定着を図り国民の期待に応えていくためには、政治資金の収支の報告及び公開に関し、検討すべき重要事項をはじめ、検討すべき課題もまだ残されております。ぜひ今後とも皆様のお力添えをいただきますよう切にお願い申し上げます。どうも3年間ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。